

岡山県多言語コールセンター運營業務に  
関する参加意思確認及び提案を求める公告

このことについて、下記のとおり、株式会社テレコメディアを相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、下記応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、提案書等の提出を招請する。

公募の結果、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、下記契約予定先との随意契約手続きに移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者の提出する提案書及び見積書等について審査を行い、契約相手方を選定する。

令和7年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

- (1) 業 務 名 岡山県多言語コールセンター運營業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 契約予定先

東京都豊島区高田3-37-10  
株式会社テレコメディア 代表取締役 橋本 力哉

3 応募要件

当該業務提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿における大分類が「8 情報・通信サービス」又は「9 その他」であり、格付区分がB以上であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

と。

- (8) これまでに、地方自治体の多言語コールセンター業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

#### 4 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県産業労働部観光課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 (086) 226-7383 / Fax (086) 224-2130

#### 5 業務委託参加手続き等

##### (1) 仕様書等の配布期間及び場所

①配付期間 令和7年3月3日(月曜日)から令和7年3月12日(水曜日)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

②配付場所 上記4の場所に同じ

なお、岡山県観光課ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/>)

##### (2) 参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和7年3月3日(月曜日)から令和7年3月12日(水曜日)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

②提出場所 上記4の場所に同じ。

③提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県は一切の責任を負わない。)

##### ④添付書類

- ・法人の概要がわかる資料(様式第2号) 1部
- ・過去5年以内の事業実績(代表的なものに限る。)書 5部  
(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。)

##### (3) 参加資格要件の審査

###### ①審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

###### ②参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月14日(金曜日)までに、上記4の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

##### (4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間 令和7年3月12日(水曜日)午後5時まで

②方 法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)によりFAXすること。

③宛 先 岡山県産業労働部観光課

FAX (086) 224-2130

- ④回答方法 FAXにより回答する。また、必要に応じて、内容を岡山県産業労働部観光課ホームページに掲載する。なお、本公告に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。
- ⑤その他 提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 6 提案書等の提出日時及び場所

- (1) 提出日時 令和7年3月18日(火曜日) 午後5時必着
- (2) 提出場所 上記4の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県は一切の責任を負わない。)
- (4) 提出書類
- ・岡山県多言語コールセンター運營業務に関する提案書の提出について(様式第4号) 1部
  - ・岡山県多言語コールセンター運營業務に関する提案書 5部  
(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。)
  - ・見積書 1部  
(様式は任意とする。見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。)
  - ・岡山県税(岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税)の全税目について滞納がないこと(又は課税がないこと)を証する書類 1部  
※岡山県の証明書については、岡山県の各県民局(備前、備中、美作)税務部収納管理課にお問い合わせください。
  - ・その他必要と認めた書類

## 7 その他

- (1) 審査方法 岡山県産業労働部内に設置する審査委員会において、別に定める審査要領により、提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。審査後、速やかに書面により通知する。
- (2) 契約保証金 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) その他
- ①委託契約書作成を要する。
  - ②契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
  - ③応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
  - ④提出された書類は返却しない。
  - ⑤この提案に基づく契約の契約金額には、消費税及び地方消費税の額を含めること。
  - ⑥提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
  - ⑦提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
  - ⑧提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
  - ⑨提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。

⑩審査経過については公表しない。

⑪当該事業は、当該事業に係る予算が岡山県議会において議決されることを契約締結の条件とする停止条件付事業である。